（使用の許可の申請）

第二条　法第三条第二項の使用の許可の申請書は、別記様式第一によるものとする。

2　前項の申請書には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

［一～十一　略］

3　［略］

（検査記録）

第十四条の四　［1・2　略］

3　第一項の検査記録は、同項各号に掲げる事項について、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。この場合においては、当該検査記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（電磁的方法による保存）

第二十条の二　法第二十条第三項に規定する測定の結果についての記録は、前条第四項に規定するところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

［2・3　略］

（放射線障害予防規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

［一～六　略］

七　放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び第二十四条第一項第一号タにおいて単に「教育及び訓練」という。）に関すること。

［八・九　略］

十　法第二十五条に規定する放射線障害の防止に関する記帳及び保存に関すること。

［十一～十八　略］

［2・3　略］

（放射線障害の防止に関する教育訓練）

第二十一条の二　［略］

（放射線障害の防止に関する記帳）

第二十四条　［略］

2　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は法第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた場合に限る。）の日に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3　［略］

（使用の許可の申請）

第二条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三条第二項の使用の許可の申請書は、別記様式第一によるものとする。

2　前項の申請書には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

［一～十一　同上］

3　［同上］

（検査記録）

第十四条の四　［1・2　同上］

3　前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（電磁的方法による保存）

第二十条の二　法第二十条第三項に規定する測定の結果についての記録は、前条第四項に規定するところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

［2・3　同上］

（放射線障害予防規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

［一～六　同上］

七　放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。

［八・九　同上］

十　法第二十五条に規定する記帳及び保存に関すること。

［十一～十八　同上］

［2・3　同上］

（教育訓練）

第二十一条の二　［同上］

（記帳）

第二十四条　［同上］

2　法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた場合に限る。）の日に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3　［同上］